

兵庫労働局発表
平成28年 1月22日

【照会先】

兵庫労働局職業安定部
地方訓練受講者支援室
室長 久須 剛太郎
室長補佐 小林 誠
(代表電話) 078-367-0801

求職者支援訓練に係る不正事案の公表について

兵庫労働局（局長 中山 明広）は、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）に基づき実施している求職者支援訓練において不正事案が確認され、下記3のとおり対応を行ったので公表します。

記

1 訓練実施機関等

- (1) 訓練実施機関 兵庫県高齢者生活協同組合
(神戸市中央区八幡通三丁目 2-11)
- (2) 理事長 藤田 由紀雄

2 不正事案の概要

兵庫県高齢者生活協同組合（以下「高齢生協」という。）は、介護職員初任者研修等に係る兵庫県の事業者指定を受けたと偽って、求職者支援訓練を実施した。

【事業者指定を受けずに実施した訓練(3コースの介護福祉サービス科)】

- ・ 事案判明時に開講していた訓練コース
1コース(受講していた者 14名)
- ・ 事案判明時に終了済みの訓練
2コース(修了者 19名)

3 労働局の対応

1月18日に高齢生協を訓練実施機関として欠格(5年間)とするとともに、同日、不正行為によって認定された訓練以後の奨励金(注)について返還を求めた。

また、既に当該訓練を受講修了した者及び受講中の者については、一人ひとりの希望に沿って丁寧に対応するとともに、改めて求職者支援制度の利用を希望する者に対して

は、資格取得が可能な訓練へ誘導していくこととしている。

引き続き、兵庫県とも連携し、当該訓練実施機関に対しては、厳正に対処するとともに、受講者の意向を踏まえ、その対応に万全を期していく。

(注) 認定職業訓練実施奨励金

厚生労働大臣の認定を受け求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、「認定職業訓練実施基本奨励金」と「認定職業訓練実施付加奨励金」が支給される。

・基本奨励金

受講生 1 人あたり、基礎コースで月額 6 万円、実践コースで月額 5 万円を支給

・付加奨励金（実践コースのみ対象）

訓練修了者及び就職による中退者の訓練修了 3 か月後の就職率に応じ、受講生 1 人あたり月額 1～2 万円を支給

求職者支援制度の概要

- 国は、主に雇用保険を受給できない方(特定求職者)を対象に、求職者支援訓練を実施しています。主に雇用保険受給者を対象とする公共職業訓練とともに、求職者のセーフティネットとなる公的な職業訓練です。
- 受講料は無料(テキスト代等は実費)で、要件を満たす方には職業訓練受講給付金も支給されます。
- ハローワークが訓練受講者ごとに支援計画を作成し、訓練実施機関と連携した就職支援を行います。

(1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2)訓練期間:3~6か月

(3)給付金:職業訓練受講給付金

(受講期間中 月10万円+交通費の支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合に支給))

(4)訓練の種類

- ・基礎コース(基礎的能力を習得する訓練(職種・業種横断的な訓練))
- ・実践コース(基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練)
(実践コースの例) ・介護系(介護福祉サービス科等) ・情報系(Webクリエイター養成科等)
・医療事務系(医療・調剤事務科等) 等

(5)実施機関:民間教育訓練機関等

- ・訓練実施機関は、厚生労働大臣が認定

(具体的な認定事務は、訓練内容、就職実績等に関する要件に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)

- ・訓練実施機関に対しては、訓練の運営費等として奨励金を支給

<基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

<実践コース>訓練修了者の就職率に応じ奨励金の額に差を設け、効果的な訓練と就職支援へのインセンティブを高めている(5~7万円/人月)

(6)根拠法:求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)(平成23年10月施行)



「求職者支援制度」の概要

